

任期付職員の募集について

東北管区行政評価局では、行政相談として、国民の方から国の行政に関する苦情や意見・要望を受け付け、公正・中立な立場から関係行政機関に必要なあつせんを行い、その解決や実現の促進を図るとともに、行政の制度及び運営の改善に活かしています。

近年、地域社会の変容が進み、安全・安心に関わる問題が頻発するとともに、行政への不信が高まる中で、国民からの苦情や意見・要望は、医療保険・年金、社会福祉を始め、様々な分野にわたり、多様な関係法令をよく理解した上で処理に当たることが求められています。

このような状況を踏まえ、行政相談の事案処理体制の強化、質的向上を図るため、法律的専門知識を有する職員を募集しています。募集要項は次のとおりです。

【募集要項】

- ・職務内容
 - 1. 行政相談事案の受付・処理のほか、行政苦情救済推進会議（※）に付議する事案の選定・分析・改善方策の検討等の判断の困難な事案、処理に当たり制度等について深い知識を必要とする事案の処理
 - 2. 行政相談事案の処理に当たって必要となる法律的知識の提供
 - 3. 行政相談端緒の行政評価・監視の企画立案、調査
- （※）民間有識者で構成される会議。総務省に寄せられた相談のうち、国の行政の制度・運営の基本に関するもので、解決が困難なものについて付議し、その意見を踏まえることにより、国民的立場に立った苦情の救済を図る。
- ・募集人員 1名
 - ・募集対象 以下のいずれかに該当している方
 - 1. 法科大学院など専門職大学院を含む大学院修了者（見込みを含む）であって、行政法や判例解釈の研究実務に取り組まれてきた方
 - 2. 上記に準ずる学歴や研究実務に取り組まれてきた方
- なお、以下に該当する方は、応募できませんので御了承ください。
- 1. 日本国籍を有しない者
 - 2. 国家公務員法第38条の規定により国家公務員になることができない者
 - 成年被後見人、被保佐人
 - 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ・勤務時間 通常の勤務時間は8時30分から17時15分まで（土日祝日を除く。）

- ・勤務地 東北管区行政評価局（宮城県仙台市青葉区本町 3-2-23 仙台第二合同庁舎）
- ・雇用期間 原則として平成 25 年 4 月 1 日から 27 年 3 月 31 日まで。
- ・賃金支払日 原則として毎月 16 日
- ・賃 金 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成 12 年法律第 125 号。以下「任期付職員法」という。）に基づき支給。
- ・通勤手当 職員に準じて支給。
- ・退職手当 職員に準じて支給。
- ・加入保険等 総務省共済に加入。
- ・住 宅 無
- ・採用形態 任期付職員法に基づき、常勤の国家公務員として採用。
- ・身 分 国家公務員法等の適用を受けます（国家公務員としての守秘義務、職務専念義務、営利企業への就職の制限等が課せられます。）。
- ・応募方法 以下の応募書類を下記送付先まで郵送願います（平成 25 年 2 月 22 日（金）必着）。
 - 履歴書（様式不問。ただし、学歴や職務経歴が網羅されているもの）
 - 写真（印刷不可。3 か月以内に撮影したもの）を添付したものなお、応募書類の郵送に先立ち、必ず下記問い合わせ先に電話にて応募する旨連絡願います。
書類審査の上、面接日時をこちらから通知いたします。
- ・その他 応募の秘密については厳守いたします。また、応募書類等の返却はいたしません。

〈履歴書の送付先・問い合わせ先〉

〒980-0014

宮城県仙台市青葉区本町 3-2-23（仙台第二合同
庁舎）

東北管区行政評価局総務課

任期付職員募集担当（藤田、山田）

（代）022-262-7831